

第38回北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事録（概要）

【会 長】

- 前回、先月1回目の協議会において、市長からの諮問を受けて、北九州市迷惑行為防止基本計画の素案の審議を行った。委員の皆様からの意見を反映させる形で修正案（答申案）を用意している。
事務局からの説明の後、ご質問、意見交換も併せて、審議を進めていく。
- 今日の審議で可能な部分は、素案を修正して反映し協議会からの答申とする。今回、反映できなかった部分は記録に残し、どのような対応をしていくかは今後の課題とする。
- 今後のスケジュールとして、議会の常任委員会で審議され、その後、市民から広く意見を求めるパブリックコメントが12月に予定されている。
- パブリックコメントで出た意見は、後日、報告する形にはなる。
第4次基本計画策定の一連の作業の中で、今日の協議会は答申を作成するという重要なポイントになるものである。

【事 務 局】

- 答申案となる基本計画第4次計画の素案、前回からの修正点、前回の第37回協議会で出された主な意見と対応案の説明。

- 外国人への意見として、技能実習生の方が、集団でヘルメットをかぶらず自転車に乗っているのを見かけるため、外国語案内の言語を増やすことが挙げられた。
- この意見については、前回の素案の24ページ：20番、外国人向けのモラルマナーアップ周知啓発、25ページ：21番、外国人来訪者向け代表者への対応の取組で記載している。

- 民間事業者向けの意見として、繁華街や飲食店などの事業者や、外国人技能実習生の受け入れ団体、アパートの不動産会社、ビルの管理会社などへの啓発が挙げられた。
- この意見については、民間事業者による啓発活動（外国人技能実習生向け）、従業員向けを、31ページ追加し、協議会からの意見を反映させている。

- 契約制度の経営審査にある加点制度に迷惑行為防止推進事業者を加えてみてはどうかという意見が挙げられた。
- 契約制度の加点については、当面31ページの、民間事業者に啓発活動という中で、こういった活動ができるかということを整理し、担当課と協議を重ね、加点制度につなげられればと考えている。

○社会情勢の変化による新たな迷惑行為について、電動キックボードやスマートフォンを利用した迷惑行為などに対する取組や、基本条例で定める14項目の迷惑行為の見直しを行うべきではないかという意見を頂戴している。

○電動キックボードについては、20ページ、24ページに新たなモビリティの交通安全マナーの推進として追加した。

今は電動キックボードが多く出てきているが、今後、類似のものが出てくる可能性も想定されることから、新たなモビリティという名称で幅広くとらえられる形にしている。

○新たな迷惑行為への対応（歩きスマホやSNS等の誹謗中傷など）については、22ページに取組を追加した。

○条例で定める迷惑行為の項目の見直しについては、条例改正が必要となり、時間がかかることから、まずは市政だよりやホームページ、SNSなどを通じて啓発していくところから始めたいと考えている。

○道徳教育に関しては、前回から記載している19ページ：1番道徳教育の推進、22ページ：15番心の教育推進事業で対応していきたいと考えている。

○大学生・若者向けのアプローチについては、市内の大学への啓発活動について進めていきたいと思っているが、まだ具体的な対策ができておらず、今回計画には追記していない。

今後、大学等と協議して、大学のSNS、学生に連絡するSNSなどのツールを使った啓発などの対策が決まっていけば、毎年度作る実行計画の方で追記していきたいという形で考えている。

○最近若者は現金を持ち歩かないという意見に対して、現段階では、電子マネーによる過料の支払いの要望は出ていない。電子マネーを導入するにしても手数料等が発生する。様子を見ながら考えていきたい。

○今後のスケジュールについての説明。

本日のいただいた意見を反映させ修正をしたものを、答申とする。

その後、12月中旬から翌年1月中旬までパブリックコメントを実施する。

これに先立ち、議会でも報告する。それら市民意見、市議会議員の意見を総合し、成案とする。

その後、3月に議会に報告の後、ホームページに公表という流れである。

○今回のご意見を反映した答申及び市民意見の反映については、会長に一任いただきたいと考えている。事務局と会長との協議の上、修正させていただきたいと考えている。皆様には3月議会後、成案を送付させていただき、新年度初めの協議会にて報告したいと考えている。

【会 長】

○ご質問、ご意見、あわせてお受けしたい。

【委 員】

○今更ですが、1000 円の過料の徴収方法は？ その場で現金徴収ですか。

【事 務 局】

○その場で徴収し、領収書を渡している。その場で現金の持ち合わせがなく、払えない場合は、納付書を渡し納付してもらっている。現金徴収は、約 90%で、残りが納付書となっている。

【委 員】

○マスコミの報道を見ると、迷惑行為に関して改善の兆しが出てくるのではと思うものがある。

1つは11月1日から道路交通法が改正されて、自転車の酒気帯びとか、スマートフォン等のながら運転に対して罰則が新たに加わったことと、もう1つは東京都のカスタマーハラスメント条例。

○来年の4月ぐらいから施行されるらしいが、残念なことに罰則規定がないが、それでも大きな前進かなと思っている。

○北九州市でも他の自治体に先駆けて、いろいろな取組をすることは、非常に北九州市のイメージアップにも繋がる。

マスコミによる報道の影響力は大きく、モラル・マナーアップの取組も市民を巻き込んで、ローラー作戦とかして、「改善された」「確実に良くなった」となれば、全国放送などで取り上げてもらえないかと思う。

取り上げられることで、また一段と市民の意識も変わるかなと思う。

【委 員】

○歩道は広いところ、狭いところがあるが、広いところは自転車が走ってもよいのか。

【事 務 局】

車道が原則である。

歩道については、自転車通行可の標識や標示がある箇所については走ってよい。

○13 歳未満、70 歳以上、身体の不自由な方は、広い歩道に限定されるが、歩道を走ってもよいとされている。

歩道を走る際は、歩行者が最優先であり、歩行者がいたら止まれるスピードで走行するのが原則である。

【委員】

- 自転車を通る場所を表すブルーの色がついていたり、矢印があったりするところがあるが、全部の道路にはない。
自動車を運転していて、自転車がすぐ横にというのは危ない気はする。

【事務局】

- 北九州市では、10年15年ぐらい前から自転車レーンの青いラインといった整備を積極的に進めている。
そもそも北九州市は城下町のため、車道も車線幅が狭いところが多く、青いラインを入れられるスペースがないという現状もあるので、できる範囲では頑張っていきたいと思う。

- 今年の5月に法改正が国会で可決された。
11月1日からの飲酒運転、ながら運転などが罰則化された。
2年以内に青切符というのが導入される。車の運転をされる方はわかると思うが、反則金を納める制度で、罰金よりも対応しやすくなるので、警察の取り締まりが厳しくなるかと思う。

【委員】

- 新たなモビリティの電動キックボードどころか、レンタルカートとか出てきて、交通違反やマナー違反などが多いようで、北九州市はまだないが、首都圏の方で問題になっている。

【事務局】

- 電力キックボードは立って乗るタイプだが、座るタイプの特定小型原動機付車や自転車に近いような形も出てきている状況である。
- 免許不要なため、ルールを理解しないまま乗る人が出てきて、歩道を走る可能性もあるので、警察とも連携し、意見交換しながら周知を図っていく。

【会長】

- 歩道や車道において、どういう乗り物が増えていくかというのは、時代によって変わっていく。スピードが速いというだけでなく、車道での走行や歩道の歩き方のルールなど、危なくないように考え直す時代は、もうすぐそこまで来てる気がする。

【委員】

- 新たな迷惑行為に関連してですが、SNSでの誹謗中傷などは、今すでに基本条例で定められている迷惑行為とは若干毛色が違うのかなと感じている。

条例で定めている迷惑行為は、一般的に公の利益を害するものとか、景観をそこなうものが対象とされていると思う。

一方でSNSでの誹謗中傷は、個人に対する攻撃などが対象にされていると思う。これを迷惑行為として、条例などで規制することが適切なかどうかは、疑問に思うところではある。

【事務局】

- 新たな迷惑行為という大きな枠で、今問題となっている、歩きスマホとSNSの誹謗中傷という例示で挙げた。
- SNSというのは個人対個人の問題であったりして、それに対して何をするという、実効性を持たせるのも難しい部分がある。条例に組み込むのかどうかは、今後見極めていく必要がある。
- このような行為で、インスタや、Xなどで不快になるものはあるので、できる部分では啓発していきたいところではある。

【委員】

- SNSの誹謗中傷について悪質なものは、名誉毀損罪などの刑罰の対象になっているが、そこまで至らないものを条例などのレベルで禁止し、啓発を行うことへの実効性については考えるところはある。

【会長】

- ご指摘のとおり、条例での整備については、議論が必要だと感じている。
- 中学生や高校生たちはSNSを通じて、かなり情報を共有したり、情報交換したり、やりとりしている。
人間関係のトラブルのきっかけに、情報端末によるものが、かなりの割合であることは、生徒指導上の関係者の方たちの間では周知の事実である。
- 相手を傷つけずに自分が言っていることを伝えるスキルの教育が、多くの中学校とか高校で、もうすでに動き始めている。
- 基本計画では、主に小中学生の道德教育というところで挙げている。
道德教育はどちらかというと、その傷つける言葉は悪いことだよという、価値観に関する教育である。価値感の話ではなく、どうしたらいいのかという行動面のスキル教育が、学校教育の中で、だんだん取り組まれるようになってきている。
スキル教育に関する知識、情報提供も組み込んでいくことができればいいと思う。

【委員】

- スケジュールで、4月に計画発表とあるが、発信の仕方として、ホームページは最大

のツールとは思いますが、ほかの方法として、例えばどこかの会場で説明会、勉強会みたいなことはしないのか。

○人生は常に学びと思っている。学生の間は学びの場、機会はたくさんあるが、大人になるとなかなかない。自ら探せば、ホームページなどはあるが、実際どこを探しているかわからないと思う。

書面だけでなく、人の顔を見て、話を聞いた方が伝わると思っている。

【事務局】

○今のところは説明会、勉強会までは考えていない。

【委員】

○学生の学びと大人の学びは違うと思うので、そういう機会を市として展開することも考えられるのではないかと思う。

【事務局】

○出前講演のテーマは毎年募集をかけている。そのテーマの中に入れて、市民センターなど市民の皆さんが集まるところに行き、説明するのは十分可能である。

【事務局】

○毎年テーマを挙げているが、なかなか応募いただけない。

様々なテーマの中で、高齢者の安全運転などは応募があるが、モラルマナーアップについては応募がないので、積極的に考えたい。

【委員】

○先ほどの契約制度の話になるが、事業者が出前講演に参加することで加点される仕組みはどうか。

○知人からの口コミや雑談も周知の手段の1つになるのではないかと思う。

【事務局】

今回の基本計画中に事業者向けの啓発を加えた。

商工会議所の委員さんからも、商工会議所としてご協力いただける前向きなお話をいただいたので、事業所向けの講演会など考えていきたい。

【会長】

○この協議会で一番大事にしてきた指標として、「北九州市迷惑行為のない快適な生活

環境の確保に関する条例(基本条例)」をより多くの市民に知ってもらうことを掲げ、ずっと議論を続けてきた。

○条例制定から年数が経ち、その存在を市民の方たちが知らない、周知率が低くなってきている。

○最近思うのが、条例の存在を知らなくても、どんな行動が周りに迷惑かけるのかや、北九州市で特に力を入れてなくしていきたい迷惑行為などの情報を、適宜に頻繁にお知らせしていくことで、周囲に迷惑をかけず、みんなで心地よく生活していこうという意識は高まっていくのではないかと感じている。

○私たちが今運用することのできる媒体として、小倉駅前のビジョンや広報紙がある。条例がありますというお知らせよりも、「具体的な迷惑行為(キックボードの走行やごみの分別がされていないなど)で、こういう困ったことがあるので、気をつけましょう」などのお知らせがいいと思う。

○若者、大学生に対しても、基本条例のことを大学の広報に時々SNSであげるよりも、具体的なものを提示する形、例えば、このような苦情が来ているとか、こういうことに注意してくださいという形で、情報をコンパクトにし、タイムリーに渡していく。情報戦略、広報戦略とでも言うか、来年度とか再来年度あたりから、委員皆様のお知恵を借りながら、変えていくことができればと感じている。

【委員】

○テレビのニュースなどで、北九州市の取組の報道ができないか。

【事務局】

○特集を組んで報道するというのは難しく、我々が勝手に決められるものではない。

【委員】

○やはりテレビの影響力は大きい。今の媒体でもテレビが一番かなという気はする。

【会長】

○テレビ局、新聞などの投げ込みはタイミングを意識しておくほうがよい。

【委員】

○成人式は機会としてはどうか。

○モラル・マナーアップの話を、30秒程でもいので話をしてもいいような気がする。

【会長】

○今回いただいたご意見で可能なところは、修正に反映したい。修正については、会長

にご一任いただき、答申書の作成を進めてもよいか。

【委員全員】

○よい。

【会 長】

○今日のご意見を参考にして、協議会からの答申を確定させたい。

○議事終了